

NISA 及びジュニア NISA の口座開設及び勧誘並びに販売時等における  
留意事項について（ガイドライン）

平成 25 年 6 月 6 日  
平成 26 年 5 月 27 日  
平成 27 年 10 月 23 日  
NISA 推進・連絡協議会

平成 26 年 1 月より、我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るための、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「NISA（ニーサ）」といいます。）が創設されました。

NISA 推進・連絡協議会では、平成 25 年 6 月に、NISA 制度開始に向け、第一種金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限ります。）、登録金融機関及び投資信託委託会社（以下「金融機関等」といいます。）における NISA 口座の開設及び NISA 口座を通じた上場株式等の勧誘及び販売時の留意事項を取りまとめたところであります。

また、平成 26 年度税制改正において、NISA の利便性向上のための見直しとして、NISA 口座を開設する金融機関等の変更等が可能となったことから、平成 26 年 5 月 27 日付けで本留意事項の改訂を行ったところであります。

今般、平成 27 年度税制改正において、NISA の非課税投資枠の見直し及びジュニア NISA が創設されたことから、「NISA 及びジュニア NISA の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」として改訂いたしました。

今後、本協議会を構成する各業界団体の会員である金融機関等においては、当該留意事項を踏まえた適切な勧誘及び販売等を行うものとします。

記

1. NISA 及びジュニア NISA の導入趣旨及び目的を踏まえた勧誘及び販売等における留意事項について

NISA の当初の導入趣旨及び目的は、「個人の株式市場への参加を促進する」ことであったが、平成 25 年度税制改正において「我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進する」ことが新たに追加された。

このことは、既に証券投資を行っている層、以前に証券投資を行っていたが中断している層、投資経験が浅い層や投資経験がない層など国民各層が、等しく証券投資による非課税メリットを享受することにより、自助努力に基づく中長期の資産形成による成功体験を積み上げ、資産形成に係る習慣の定着、ひいては「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとするのが企図されているものと考えられる。

NISA を利用する層としては、投資経験及び投資資金ともに豊富で比較的年齢の高い層だけでなく、投資経験が浅くまた投資資金が少ない若年層まで幅広く考えられるため、特定の投資スタ

イルや投資行動に限定されるのではなく、本制度のなかで多様な資産形成ニーズに則した利用が考えられる。いずれにしても、その導入趣旨及び目的に則した利用の拡大を推進することは不可欠であり、その積み重ねを通じて期待される効果が発現すれば、本制度の延長及び恒久化並びに拡充及び簡素化に係る改正に繋がることも期待される。

さらに、平成 27 年度税制改正において、投資家のすそ野拡大・成長資金の確保を図るためジュニア NISA が創設された。ジュニア NISA では、0 歳から 19 歳の未成年者専用のジュニア NISA 口座の開設が可能となり、高齢者層による若年層への資産移転や若年層の将来に向けた資産形成を後押しする投資の枠組みが構築された。ジュニア NISA では、未成年者本人が成人するまでの資産形成を担保するために親権者等が代理して運用を行うこととなることやその年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの払出し制限が課されること、あるいは金融機関等の変更ができないなど、制度上、成人 NISA と異なる点がある。

このように、金融機関等では、NISA 及びジュニア NISA の導入趣旨及び目的を踏まえつつ、個人投資者の生活設計やマネープランを考慮のうえ、NISA 及びジュニア NISA の利用の提案や金融商品の提供、勧誘及び販売を行うべきである。

なお、NISA 及びジュニア NISA の導入は、投資経験の浅い層や投資経験がない層（特にジュニア NISA については若年層）に対して、金融リテラシーの向上を促し、金融機関等にとって将来のコアとなる顧客へと育てていく貴重な機会といえる。そこで、こうした層が NISA 及びジュニア NISA を利用するに当たって、投資に関する基本的な知識や考え方について、何らかの機会・ツールを通じて、平易に分かりやすく伝える努力をすべきである。

## 2. NISA の主な制度上の留意事項について

NISA が我が国の国民に幅広く利用され、また、定着していくためには、利用者及び金融機関等において、その仕組み及び特性等が正確かつ十分に理解されることが不可欠といえる。

このため、国民各層が NISA の特性を踏まえ、適切かつ安定的な証券投資及び資産形成を行うことができるよう、業態横断的な NISA の主な制度上の留意事項を次のとおり取りまとめた。

### (1) NISA 口座は同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く。）

NISA では、税務当局及び金融機関等が非課税投資枠を適切に管理し、また、制度自体の簡素化を図る観点から、特定口座とは異なり、同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できない。

口座開設金融機関等の変更手続を行った場合には、複数の金融機関等に NISA 口座が存在することとなりうるが、その場合であっても各年において NISA 口座での買付けは一つの NISA 口座でしか行うことができない<sup>1</sup>。

他の金融機関等に NISA 口座内の上場株式等に移管することができない。

なお、非課税措置が有効活用され、NISA の利用者が安定的に中長期的な資産形成を行うた

<sup>1</sup> NISA 口座での買付けを行う金融機関等を変更する場合には、変更前金融機関等にも過年度分の非課税管理勘定に係る口座が存続することとなり、変更後の金融機関等に開設された口座に加えて複数の口座を保有することとなる。ただし、その場合においても買付けは変更後の金融機関等においてのみ可能となる。

めには、金融商品の選択が重要な要素のひとつとなるが、ある金融機関等に NISA 口座を開設し、その年に既に上場株式等の買付けを行っていた場合、当該金融機関等で取り扱っていない金融商品を購入しようとしても、同一年内に他の金融機関等に NISA 口座を変更することはできない。

このため、NISA の利用者が同口座において購入したい金融商品又は当該金融商品を提供する金融機関等を適切に選択できるよう、金融機関等は、NISA 口座開設の勧誘の際、又は遅くとも申込みの受付時点までのいずれかの機会に、①NISA 口座は同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと（金融機関等を変更した場合を除く）、また、異なる金融機関等に NISA 口座内の上場株式等の移管ができないこと、②自社で取扱い、又は取扱うことができる金融商品の種類（上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託など）について、それぞれ NISA の利用者に必要に応じて、誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明を行う必要がある。

## (2) NISA 口座での損失は税務上ないものとされること

NISA 口座における配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、非課税期間が満了した場合等に、NISA 口座から上場株式等が払い出される場合（いわゆるロールオーバーにより再度異なる年分の非課税管理勘定に移管されるときを含む。）には、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

NISA を利用する層としては、投資経験者から投資未経験者まで幅広く考えられるが、特に、投資未経験者や投資経験の浅い個人については、リスク許容度が低いことが指摘されている。

金融機関等は、NISA 口座内の上場株式等の譲渡損失は他の課税口座における配当所得及び譲渡所得等との通算ができないことを NISA の利用者に説明を行う必要があり、個人の属性やニーズ、投資知識を踏まえた適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

## (3) 非課税投資枠（年間 120 万円<sup>2</sup>）が設定され、NISA 口座で一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできないこと

NISA では、非課税投資枠である年間 120 万円の範囲で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされる。しかしながら、一旦使用した非課税投資枠は再利用できないため、上場株式等を売却した場合であっても当該上場株式等を購入する際に使用した非課税投資枠を利用した再投資はできない。また、株式累積投資（いわゆる株るいとう）の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分について非課税投資枠を利用することとなる（当該投資金額と当初買付分と合わせて年間 120 万円までしか利用できない）。

<sup>2</sup> 平成 27 年中は 100 万円。平成 27 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から非課税投資枠が 100 万円から 120 万円に引き上げられる。

したがって、NISA の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法等は NISA を十分に利用できない場合があることから、金融機関等は、NISA の制度設計・趣旨を踏まえた投資の紹介・提案や適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA によるメリットを享受できるものではないことから、投資信託の勧誘及び販売時には適切に説明を行う必要がある。

#### (4) 配当等は NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されないものは非課税とならないこと

NISA の非課税の適用を受ける配当等とは、NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されたものに限り、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）<sup>3</sup>が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

このため、金融機関等は、NISA 口座において保有する上場株式等に係る配当等のうち、NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことを、NISA の利用者に説明を行う必要がある。

### 3. ジュニア NISA の主な制度上の留意事項について

ジュニア NISA が我が国の国民に幅広く利用され、また、定着していくためには、利用者及び金融機関等において、その仕組み及び特性等が正確かつ十分に理解されることが不可欠といえる。

このため、国民各層がジュニア NISA の特性を踏まえ、適切かつ安定的な証券投資及び資産形成を行うことができるよう、業態横断的なジュニア NISA の主な制度上の留意事項を次のとおり取りまとめた。

#### (1) ジュニア NISA 口座は一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと

ジュニア NISA では、税務当局及び金融機関等が非課税投資枠を適切に管理し、また、制度自体の簡素化を図る観点から、一人一口座（一金融機関等）しか開設できない。

さらに、ジュニア NISA では、NISA と異なり、金融機関等の変更ができない<sup>4</sup>。

このため、ジュニア NISA の利用者（口座開設者本人、口座開設者本人の法定代理人及び運用管理者をいう。以下同じ。）が同口座において購入したい金融商品又は当該金融商品を提供する金融機関等を適切に選択できるよう、金融機関等では、ジュニア NISA 口座開設の勧誘の際、又は遅くとも申込みの受付時点までのいずれかの機会に、①ジュニア NISA 口座は一人一口座（一金融機関等）しか開設できないこと、また、金融機関等の変更ができないこと、②自

<sup>3</sup> 金融機関等の取引口座で受領する方式を「株式数比例配分方式」という。なお、公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられる。

<sup>4</sup> 金融機関変更により複数の金融機関にジュニア NISA 口座が開設されている場合には、複数の金融機関において一律に全部払出しや遡及課税を行うことが実務上困難であり、変更後金融機関に変更前金融機関の課税情報を引継ぐことも困難である。また、払出し制限があるため、ロールオーバー又は非課税期間終了後の新規非課税投資枠への再投資を前提とした仕組みであるところ、金融機関が異なれば、ロールオーバー等ができないといった問題から、金融機関変更ができないこととされている。なお、口座廃止後の再開設は可能となる（廃止前金融機関と別の金融機関への再開設も可能となる。）。

社で取扱い、又は取扱うことができる金融商品の種類（上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託など）について、それぞれジュニア NISA の利用者に必要に応じて、誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明を行う必要がある。

## (2) ジュニア NISA 口座（課税未成年者口座を除く。）での損失は税務上ないものとされること

ジュニア NISA 口座（課税未成年者口座を除く。）における配当所得及び譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となるが、その損失はないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との通算が認められない。また、非課税期間が満了した場合等に、ジュニア NISA 口座から上場株式等が払い出される場合（いわゆるロールオーバーにより再度異なる年分の非課税管理勘定に移管されるときを含む。）には、当該払い出された上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされる。

ジュニア NISA の口座開設者の法定代理人や運用管理者は、NISA と同様に、投資経験者から投資未経験者まで幅広く考えられるが、特に、投資未経験者や投資経験の浅い個人については、リスク許容度が低いことが指摘されている。

金融機関等は、ジュニア NISA 口座内の上場株式等の譲渡損失は他の課税口座における配当所得及び譲渡所得等との通算ができないことをジュニア NISA の利用者に説明を行う必要があり、個人の属性やニーズ、投資知識を踏まえた適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

## (3) 非課税投資枠（年間 80 万円）が設定され、ジュニア NISA 口座で一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできないこと

ジュニア NISA では、非課税投資枠である年間 80 万円の範囲で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされる。しかしながら、一旦使用した非課税投資枠は再利用できないため、上場株式等を売却した場合であっても当該上場株式等を購入する際に使用した非課税投資枠を利用した再投資はできない。また、株式累積投資（いわゆる株るいとう）の配当金や分配金再投資型の公募株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該配当金や分配金による当該上場株式等の再投資（自動買付け）を行えば、その分について非課税投資枠を利用することとなる（当該投資金額と当初買付分と合わせて年間 80 万円までしか利用できない）。

したがって、ジュニア NISA の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法等はジュニア NISA を十分に利用できない場合があることから、金融機関等は、ジュニア NISA の制度設計・趣旨を踏まえた投資の紹介・提案や適切な金融商品の勧誘・提供等を行う必要がある。

とりわけ、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、ジュニア NISA によるメリットを享受できるものではないことから、投資信託の勧誘及び販売時には適切に説明を行う必要がある。

#### (4) 配当等はジュニア NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されないものは非課税とならないこと

ジュニア NISA の非課税の適用を受ける配当等とは、ジュニア NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されたものに限られ、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。取引所金融商品市場に上場する上場株式等の配当等の受領方式については、金融機関等の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）が採用されるようあらかじめ手続を行う必要がある。

このため、金融機関等は、ジュニア NISA において保有する上場株式等の配当等のうち、ジュニア NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されないものについては非課税の適用は受けられないことを、ジュニア NISA の利用者に説明を行う必要がある。

#### (5) 運用管理者の範囲

日本証券業協会の自主規制規則では、不公正取引の未然防止及び適正な顧客管理並びに税制上の公平性等の観点から、協会員及びその従業員に対して仮名取引<sup>5</sup>の受託を禁止しているが、運用管理者を通じた口座開設者本人の注文の受託を規制するものではない。

しかしながら、ジュニア NISA 口座が未成年者である口座開設者本人以外の者により仮名口座として利用されることを防ぐ観点から、金融機関等は、ジュニア NISA 口座の運用管理者について、口座開設者本人の法定代理人、又は法定代理人から明確な書面による委任を受けた口座開設者本人の二親等以内の者に限定する必要がある。

なお、口座開設者本人が 20 歳になったときに運用管理者が親権者等の法定代理人であった場合には、法定代理権が消滅するため、金融機関等は、原則として、口座開設者本人からの運用指図を受ける必要がある。

#### (6) 18 歳までの払出し制限

その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは原則としてジュニア NISA 口座からの払出しはできない。ジュニア NISA 口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニア NISA 口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税される<sup>6</sup>。金融機関等は、この払出し時の課税について、口座開設時及び払出し時の両時点において、

<sup>5</sup> 「仮名取引」とは、口座開設者とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引のことであり、例えば、顧客が架空名義あるいは他人の名義を使用してその取引の法的効果を得ようとする取引のことをいう。

<sup>6</sup> 租税特別措置法上、非課税での払出しが可能となるやむを得ない事由とは、以下に掲げる場合となる（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項）。

- ① 口座開設者本人が居住する家屋（その者又は生計を一にする親族が所有）が、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合
  - ② 口座開設者本人の扶養者が当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った医療費（医療費控除の対象となるもの）の金額の合計額が 200 万円を超えた場合
  - ③ 口座開設者の扶養者が、配偶者と死別若しくは離婚した場合又はその扶養者の配偶者が生死不明となり、かつ、これらの事由が生じた日の属する年の 12 月 31 日（その扶養者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）においてその扶養者が所得税法上の寡婦若しくは寡夫に該当し、又は該当することが見込まれる場合
  - ④ 口座開設者本人又はその者の扶養者が、所得税法上の特別障害者になった場合
  - ⑤ 口座開設者本人の扶養者が、雇用保険法上の特定受給資格者若しくは特定理由離職者に該当することとなったこと又は経営の状況の悪化によりその事業を廃止したことその他これに類する事由が生じた場合
- 上記の場合に該当しても、非課税払出しは、口座開設者本人が納税地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署

ジュニア NISA の利用者に説明を行う必要がある。

#### (7) 払出しの権限を有する者

ジュニア NISA 口座内の資産はあくまでも口座開設者本人に帰属することから、払出しは口座開設者本人又は口座開設者本人の法定代理人に限り行うことができることとなる。金融機関等は、この払出しの権限を有する者について、口座開設時においてジュニア NISA の利用者に説明を行うとともに、払出し時において払出しを行おうとする者に説明を行う必要がある。

#### (8) 成人になるまでの払出しの手続

口座開設者本人が成人になるまでのジュニア NISA 口座からの払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要である。ただし、口座開設者本人が年少であることなどを理由に同意が確認できない場合には、払い出される資金が口座開設者本人のために使われることを確認する必要がある。また、金融機関等においては、当該払出しの事実とともに、口座開設者本人の同意を得たこと又は口座開設者本人のために使われることを確認したことについて確認・記録する必要がある。

なお、払い出される資金は、あくまでも口座開設者本人の資金であるため、金融機関等は、口座開設者の本人名義口座への振替・振込み等により払出しを行う必要がある。

#### (9) 払出し制限の解除通知

払出し制限が解除された後に、法定代理人が口座開設者本人に資金の存在を伝えずに、独断で払出しを行うことを防ぐ観点から、金融機関等は、払出し制限が解除された時期に、口座開設者本人に対して、払出制限が解除された旨を通知する必要がある。

#### (10) 払出しを行った資金に関する説明

金融機関等は、法定代理人による払出し時（払出し制限解除後の払出しを含む。）に、払出しを行った資金が口座開設者本人に帰属することについて確認を行うほか、払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じうる旨を確実に説明する必要がある。

#### (11) 口座開設者本人からの取引注文の受託

未成年者（制限行為能力者）である口座開設者本人がジュニア NISA 口座における取引の注文を行う場合には、金融機関等は、その注文の受託に関して適切な対応が求められる。具体的には、民法上、法定代理人は、未成年者の取引を取り消すことができるため、金融機関等は、法定代理人から、取引に関しての同意を求める必要がある。

法定代理人からの同意については、原則として、取引の都度、取引の内容（対象物となる有価証券、売り・買いの別（設定又は解約の別）、支払手数料）を記載した書面等（通話録音等を含む。）により確認することが考えられる。

なお、法定代理人からの包括的な同意を得ることも可能であるが、その際には、同意の対象となる具体的な取引行為及び取引の対象物を特定する必要がある、当該取引の内容を記載した

---

長から交付を受けた確認をした旨の記載がある書面を、証券会社等に対して、やむを得ない事由が生じた日から1年以内に提出した場合に限られている。

書面により確認することが考えられる<sup>7</sup>。

#### (12) 口座開設者本人の資金であることの担保

ジュニア NISA 口座の口座開設者は未成年者であり、民法に規定される制限行為能力者に該当する。そのため、原則として口座開設の手続き等は口座開設者本人の法定代理人が代理して行うことが想定されることから、当該法定代理人がジュニア NISA 口座を名義口座として利用することが懸念される。

ジュニア NISA 口座が名義口座として利用されることを防ぐ観点から、ジュニア NISA 口座の資金は、厳に口座開設者本人に帰属する資金に限定される必要がある。とりわけ、祖父母や親権者等が資金を拠出する場合には、未成年者に贈与済みの資金であり、祖父母や親権者等に帰属するものではないことを確認する必要がある。

このため、金融機関等は、ジュニア NISA 口座への資金拠出について、口座開設者本人の銀行口座からの振替・振込み、ジュニア NISA 口座を開設している金融機関等におけるジュニア NISA 口座以外のジュニア NISA 口座開設者本人名義の証券口座からの振替・振込み又は口座開設者本人（法定代理人が口座開設者本人を代理して行う場合を含む。）による現金での入金に限る必要がある。また、金融機関等は、ジュニア NISA 口座開設時において、法定代理人から、及び運用管理者が親権者以外の者である場合には当該者から、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金によって投資が行われないことを証する書類等の提出を求める必要がある。

さらに、金融機関等は、口座開設時において、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じうる旨を書面等により説明を行う必要がある。

#### (13) 口座開設者本人への通知

金融機関等は、口座開設者本人が一定の年齢（15 歳）に達した後には、口座開設者本人に対してジュニア NISA 口座に係る取引残高を通知する必要がある。また、金融機関等は、口座開設者本人に対して払出制限が解除された旨を通知する際に、改めて口座開設者本人に対してジュニア NISA 口座に係る取引残高を通知する必要がある。

#### (14) 本人が 20 歳を迎えた以降の本人の適合性の確認

金融機関等は、口座開設者本人が 20 歳に達した後に取引等を行うまでの間において、本人の適合性の確認を行う必要がある。

以 上

<sup>7</sup> 例えば、18 歳未満の口座開設者本人からの取引注文であれば、取引注文の都度、法定代理人の承諾を得ることを始め、年齢に応じた対応を行うことなども考えられる。他方で、例えば、15 歳未満の口座開設者の場合には、年少の未成年者であることを理由として、法定代理人の同意があったとしても、一律に取引の注文を受託しないといった対応も考えられるが、この場合には、民法上、未成年者は、年齢にかかわらず法定代理人の同意があれば、原則として有効に取引を行うことができるとされていることを踏まえ、口座開設前にジュニア NISA の利用者に対して、あらかじめ説明を行う必要がある。